

危機管理・健康福祉常任委員会及び  
予算特別委員会危機管理・健康福祉分科会  
議事次第

令和7年12月12日（金）  
午後1時30分～  
於：第5委員会室

- 1 開 会
- 2 付託議案（討論・採決）
- 3 審査依頼議案（適否確認）
- 4 所管事項
- 5 閉会中の継続審査及び調査
- 6 今後の委員会運営
- 管内調査  
日 程：令和8年1月26日（月）
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

## 危機管理・健康福祉常任委員会議案付託表

議案番号	件名
4	京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等一部改正の件

予算特別委員会危機管理・健康福祉分科会  
議案審査依頼表

議案番号	件名
30	令和7年度京都府一般会計補正予算（第7号） 歳入中 第9款 国庫支出金 第2項 第2目 第3目 歳出中 第3款 民生費 第4款 衛生費 第4項 繰越明許費

## 危機管理・健康福祉常任委員会 送付陳情一覧表

令和7年12月定例会

受理番号	受理年月日	件名
1030の1	R7. 9.22	安全・安心の医療・介護を守るマンパワー確保に向け、すべてのケア労働者の処遇改善につながる報酬10%以上の引き上げを国に求めることに関する陳情
1032の2	R7.11.20	脳神経関連権に関する条例制定についての陳情
1033	R7.11.25	臓器移植に関する不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出に関する陳情

## 陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 1030の1号	受理年月日	令和7年 9月22日	送付委員会	危機管理・健康福祉常任委員会
陳情者					
件名	安全・安心の医療・介護を守るマンパワー確保に向け、すべてのケア労働者の処遇改善につながる報酬10%以上の引き上げを国に求めることに関する陳情				
要旨					

政府は、2024年度の診療報酬・介護報酬等の改定において、医療・介護分野等の賃上げの必要性を認め、「ベースアップ評価料」や「新処遇改善加算」を創設した。しかし、その効果は極めて限定的で、政府が掲げた賃上げ目標「2024年度2.5%、2025年度2.0%のベースアップ」には遠く及ばず、2025年春闘における日本医労連加盟の病院や介護施設の賃上げは、定昇込み平均2.07%（5,772円）と、他の主要産業の賃上げ平均5.52%（18,629円）のわずか三分の一にとどまった。さらには、医療機関経営の7割が赤字という中、もともと、平均額で他産業の半分程度であった年間賞与が、さらに引き下げられる医療機関も続出した。政府として、ケア労働者の賃上げの必要性を認めるのであれば、少なくとも、この間の他産業との賃上げ格差を埋める処遇改善が、すべてのケア労働者に差別なく行き渡る施策を具体化すべきである。そのためには、事業存続すら危ぶまれる状況に瀕している医療・介護経営への緊急の財政支援と、診療報酬・介護報酬等の基本診療料・基本報酬による報酬10%以上の引き上げを具体化すべきである。（年収ベースで全産業とケア労働者の賃金水準の格差を埋め、物価高騰を上回る賃上げを実現するには、月額平均5万円以上の賃上げが必要。2024年改定で「ペア評価料分」の財源とされた改定率0.61%を踏まえると、月額5万円賃上げに必要な改定率は6.31%となる。あわせて、年間賞与の財源も確保するには、物価高騰を上回る、医療・介護経営の安定化を図るプラス改定が必要であり、それらを加味すれば改定率は10%以上が必要となる。）

他方、増嵩する医療費や保険料負担の抑制・削減を理由に、さらなる病床削減や「OTC類似薬」の保険外し等が進められようとしている。しかし、こうした医療費抑制政策は、患者・国民の医療へのアクセスを阻害し、受診抑制をもたらし、医療機関の運営や経営にもいっそう深刻な影響を及ぼす。すべての国民に医療にアクセスする権利を平等に保障する医療供給体制を構築し、誰もがお

金の心配なく安心して医療にかかることのできる国民皆保険を守ることこそ重要である。

私たちは、政府の責任ですべてのケア労働者の持続的な処遇改善と、医療・介護事業の安定的な維持・発展のため、以下のとおり要望し、京都府議会として、国に対し、その実施を求めるようお願いするものである。

については、国に対し、以下の事項をすべて求めるよう陳情する。

医療や介護現場等で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員増に向けて、2026 年度の診療報酬改定及び介護・障害福祉サービス等報酬の前倒し改定を行う中で、すべての医療機関、介護・福祉施設等における賃上げ財源の確保と物価高騰対策のため、基本診療料や基本報酬による 10%以上の報酬引き上げを行うこと。

また、当面の支援策として、2025 年中に全額公費による賃上げ・物価高騰支援策を実行すること。

## 陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 1032の2号	受理年月日	令和7年11月20日	送付委員会	危機管理・健康福祉常任委員会
陳情者					
件名	脳神経関連権に関する条例制定についての陳情				
要旨					
<p>1 脳神経関連権の5つの権利は、日本国憲法の基本的人権として捉えるべき権利であり、法の欠缺（空白）がある。脳神経関連権の5つの権利とは、次のとおりである。</p> <p>(1) 認知的自由(cognitive liberty)…脳神経科学を応用した技術を自由に使う権利及び脳神経科学を応用した技術による影響を強制的に受けさせられない権利。</p> <p>(2) 精神的プライバシー(mental privacy)…心理的・精神的活動に関わるデータを保護する権利。</p> <p>(3) 精神の不可侵(mental integrity)…精神的活動に対する有害な介入から個人を守るための権利。</p> <p>(4) 心理的連續性(psychological continuity)…自らの精神生活を第三者によって合意なく改変されない権利。</p> <p>(5) 分配的平等と差別の問題…公正なアクセスを得る権利（脳神経科学を応用した技術などに平等にアクセスできる権利）及び差別を受けない権利（脳神経活動の在り方を理由とした不利益処遇（脳神経差別：neuro-discrimination）を受けない権利）。</p> <p>2 ユネスコにおいて、2025年11月に脳神経関連権が新たな人権条項として採択される予定である。</p> <p>3 チリ、メキシコ、ブラジル、欧州のデジタル憲章に脳神経関連権の概念が取り入れられており、日本は経済性を優先し、リスクに対する法規制化が遅れる傾向にある。</p> <p>4 軍事兵器目的及び医療目的で神経通信技術の開発が先行し、海外からの軍事目的やテロ行為、身勝手な欲望で本人に承諾なく使用される事態が予想されている（重大な国防問題）。</p> <p>5 市民的及び政治的権利に関する国際規約において、次のとおり規定されている。</p>					

(1) 第2条第2項で、締約国に「立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとること」とある。

(2) 第7条に「何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的または科学的な実験を受けない」とある。

6 既に市場化されて法規制されないまま使用され、世界人口に対して約1万人に1人、日本人口に対しても同じく1万人に1人の割合で、本人に承諾なく人体にハッキングされ脳神経関連権の侵害とみられる事例が確認されている。

7 法規制される以前に悪用され、損害を受けている国民がいるので、法規制される前に損害を受けた国民に対する経済的損失補償、社会復帰支援が必要となっている。既にニューロ技術により苦しめられている被害者が世の中に大勢いること、その置かれている苦境について理解し、私たち被害者の救済に向け、法の欠缺（空白）問題への取組をお願いしたい。

8 日本の政府要人、知事、市長などが標的にされる可能性があり、一般国民を含め、この新しい犯罪を防御できる方法は皆無となっている。

9 なお、内閣総理大臣及び内閣府、担当特命大臣宛てに閣僚会議にて法制化の決議を求め陳情書にて提出し、現時点で法制化が進まない状況の中、度重なる重大な事件（新居浜事件）が愛媛県内で発生したので、他にもこの問題で苦しむ県民がいることから、国の法制化前に条例制定を先行して行っていただきたい。新居浜事件では、事前に実行犯が追い詰められる前に警察へ何度も相談し、警察が対応できる法的根拠がないため、拷問を受け続けた結果、錯乱し事件に至ったので、痛ましい事故が起こらないよう、警察が対応できるように特別の計らいをお願いした所存である（署名も行われ、180人を超える賛同者が集まり始めている。）。

10 これらの被害は、ニューロライツ財団がニューロ技術開発、実用化に伴い社会的影響を評価した結果、医療目的以外に使用されるリスクを予想し危惧したことが、具体化したものである。今後この問題を放置すれば、被害が確実に拡大する。そして、難渋するのは、被害に遭い始めた時にそれをその場で証明することができない、国民を人権侵害から守る法律がない、という困難さにある。人身の安全に関し保護を受けられない被害者らは、支援を待ち望んでいる。被害を受け始めたことを新たに申告されて被害者団体に加入される方は確実に増え続けている。国が国民を守る法制化を進めない以上、自治体へ国民を守る条例制定を希望するに至ったものである。

については、次の事項について陳情する。

1 京都府警察において、次の対応を行うこと。

(1) 脳神経関連権の侵害（人体へのハッキングまたは生体データの記録の本人の許可のない不正利用）から府民を守るため、サイバーセキュリティの担当官が行うべき次の業務を定める条例を制定すること。

ア 脳神経関連権の侵害行為の相談及び立証に関すること。

- イ 脳神経関連権の侵害行為の捜査及び司法立件手続きを行うこと。
  - ウ インターネット上の脳神経関連権に係る通信情報（＊1）の閲覧、監視、倫理規定を定め、監査すること。
  - エ ニューラルネットワークのサイバーセキュリティ（＊2）を構築し、施行すること。
  - オ 神経兵器によるテロ行為、武力攻撃に対し、関係機関（自衛隊、警察庁）と連携対応すること。
  - カ ニューロ技術の科学的分析と脳神経関連権の保護の方法等の情報調査並びに科学捜査研究所及び防衛研究所への協力要請に関すること。
  - キ （3）の被害者救済特別措置条例に関する業務を行うこと。
- (2) 本人に許可なく外部から人の脳にハッキングする行為を脳神経関連権の侵害として罰則を規定する条例（＊3）を制定すること。
- (3) 脳神経関連権の侵害（条例制定前の侵害も含む。）により、生活、財産、生命の損失被害を受けた被害者を救済する特別措置に関する条例を制定すること。
- 2 京都府個人情報保護条例において、脳神経関連権に関する情報（＊4）を個人情報に追加し、生活、生命、財産（＊5）に係る情報の読み取り行為を条例違反として罰すること。
- 3 京都府国民保護計画において、ニューロ技術を軍事技術転用した神経兵器（ニューロ技術の悪用）を対象に追加すること。

\* 1 インターネット上の脳神経関連権に係る通信情報とは、人体へのハッキングまたは生体データの記録の本人の許可のない不正利用をインターネット回線上で許可なく通信する行為に関する情報をいう。

\* 2 ニューラルネットワークのサイバーセキュリティとは、人体へのハッキングまたは生体データの記録の本人の許可のないインターネット回線での不正利用の通信を遮断し、または改ざん行為から守ることをいう。  
コンピュータ、携帯電話と同様に人間をハッキングし、脳の生体データを改ざんする行為から守る行為をサイバーセキュリティとの意味合いで説明している。

中国のニューロストライクという神経兵器は、人体へ遠隔的に通信回線を用いハッキングし、生体データを操作し、マインドコントロールする技術である。民間でも同等の技術が多数開発されているため、インターネットに人間の脳を接続する倫理観が議論されている。

2025年11月8日・9日に慶應義塾大学三田校舎で国際シンポジウムが開催され、人間をインターネットに接続する倫理観について、各国から講演者を招待し議論がされている。

\* 3 具体的には、生理現象を強要する行為を刑法の傷害罪に準じて罰する、様々な疾患症状を恣意的に引き起こし、健康を害する行為を刑法の傷害罪に準じ、また、死に至らしめたものは殺人罪に準じて罰する、性的な刺激を強要する行為を刑法の強制わいせつ罪に準じて罰する、知的財産や技術情報の侵害を電波法、特許法、不正競争防止法に準じて罰する内容が考えられる。

\* 4 脳神経関連権に関する情報とは、個人の生体データ（脳波または脳と神経を結ぶ信号、記憶）及びその記録のことをいう。

\* 5 財産とは、キャッシュカード、銀行通帳、金融商品の取扱いの暗証番号、パスワードに関する情報や技術情報など経済的な価値を伴う知的財産権をいう。

## 陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 1033 号	受理年月日	令和7年11月25日	送付委員会	危機管理・健康福祉常任委員会
陳情者					
件名	臓器移植に関する不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出に関する陳情				
要旨					

世界では移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、人権侵害や医療倫理の危機に直面している。この深刻な状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしている。国際移植学会（TTS）及び国際腎臓学会（ISN）は2008年に、「人の臓器の取引や臓器摘出のための人身取引は禁止され、犯罪とされるべきである」「各国政府や医療従事者は自国住民の移植ツーリズムへの関与を予防、阻止する方策を実行すべきである」等とする「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブル宣言」を声明した。

臓器移植に関する法律の制定や法改正については、2008年のイスラエルを筆頭に、2010年スペイン、2015年イタリア、2015年台湾、2019年カナダ、2019年ベルギー、2022年英国、2024年豪州が行っている。このように、国際社会は、不正な臓器取引や移植目的の渡航について、深刻な人道問題及び医療倫理上の問題として、国民の生命の問題として認識し、その問題解決に向けて具体的な行動を強めている。

我が国においては、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会、日本透析医学会が、2022年4月に、「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく」「必要とする人々に分配されなければならない」等とする「イスタンブル宣言2018、5学会共同声明」を表明しているが、それに対応する環境整備は不十分で、国際的な潮流に後れを取っている。

公益社団法人日本臓器移植ネットワークによれば、現在、国内では約16,500人の人が移植を希望し登録しているが、臓器提供は年間で約100件程度となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題となっている。この現状から、海外での臓器移植を求める人は後を絶たず、2023年に発表された厚生労働省の調査では、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、

2023年3月末時点で543人である。

海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしない斡旋を行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在している。実際、海外での臓器移植を希望する患者に対し、国の許可を受ければ臓器提供を斡旋したとして、N P O 法人の理事が実刑判決を受けた。

更に、早期の臓器移植を願い、斡旋団体へ何千万円もの渡航移植費用を支払ったにも関わらず、海外の稚拙な医療施設での手術の後、まもなく亡くなった日本人レシピエントも複数報告されている。そして、海外で臓器移植手術を受けた患者が帰国後、国内の病院での診療を希望したが、病院側が「臓器売買や移植ツーリズムに関与しない」との方針で診療を拒否した。この対応を不服とした患者は、医師法第19条の応召義務違反を主張し、病院側に損害賠償を求める裁判を起こした。このように、医療関係者もいきなり訴訟されるリスクを背負うことになるのである。

これらの状況を踏まえ、京都府議会においては、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書を提出することを強く要請する。

本意見書の提出は、我が国が人道問題に積極的に取り組み、国際社会における責任を果たすため、そして、国民の生命と人権を守るための重要な一步となる。

京都府議会議長をはじめとする議員各位には、ぜひとも本陳情に御理解いただき、地方自治法第99条に基づく意見書の提出に尽力されるよう心よりお願ひする。

については、国際社会と足並みを揃え、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに違法な臓器移植に巻き込まれることを防ぐため、適切な臓器移植が行われる必要性についての啓発活動などの環境整備を求める意見書を国へ提出するよう陳情する。

(案)

令和7年 月 日

京都府議会議長 荒巻隆三 殿

危機管理・健康福祉常任委員長 家元 優

### 閉会中の継続審査及び調査要求書

本委員会に付されている事件は、下記の理由により、引き続き審査及び調査を要するものと認めるから、京都府議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

#### 1 件 名

- (1) 危機管理について
- (2) 消防及び防災について
- (3) 福祉対策について
- (4) 保健医療対策について

#### 2 理 由

審査及び調査が結了しないため

## 行催事等に係る委員会調査一覧表(案)

健康福祉部

行催事等名	主催者名 (招待者名)	会 場 (市区町村名)	日 時
天皇盃第37回全国車いす駅伝 競走大会 開会式	一般社団法人京都障害者スポーツ振興会、 全国車いす駅伝競走大会実行委員会	ザ・プリンス京都宝ヶ池 (京都市左京区)	令和8年3月7日（土） 午後5時30分～6時15分
天皇盃第37回全国車いす駅伝 競走大会 出発式、閉会式	一般社団法人京都障害者スポーツ振興会、 全国車いす駅伝競走大会実行委員会	出発式：国立京都国際会館前 (京都市左京区) 閉会式：西京極総合運動公園内 京都市体育館 (京都市右京区)	令和8年3月8日（日） 出発式：午前11時～11時30分 閉会式：午後2時～2時30分